

関係自治体による取組施策実施内容の報告

目 次

名古屋地方気象台	2
豊橋市	3
豊川市	4
蒲郡市	5
新城市	7
設楽町	8
田原市	9
東栄町	10
豊根村	11

○名古屋地方気象台による取組施策実施内容

■気象防災ワークショップの実施



気象防災ワークショップの様子(グループ討議や討議内容の発表)

- ・実施場所：名古屋大学減災館
- ・実施日：5月23日
- ・参加者：県・市町村防災担当者

県及び市町村の防災担当者と気象防災ワークショップを実施。

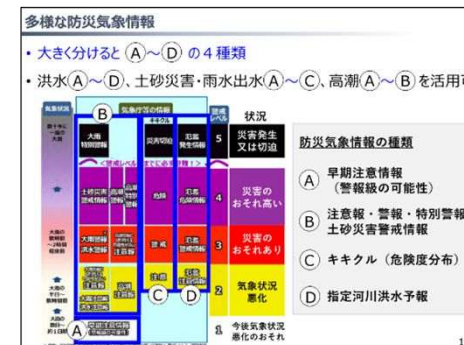


■要配慮者利用施設向けの講習の実施



講演会の様子(イメージ図)

- ・実施場所：碧南市役所
- ・実施日：1月29日(予定)
- ・参加者：介護事業所職員



講演スライド(例)

水害訓練の参加者を対象に、警戒レベルや防災気象情報の活用方法を解説。

【気象防災ワークショップ(土砂災害編)実施後のアンケート結果】

■とても思う ■思う ■どちらかというと思う ■どちらかといえばそう思わない ■そう思わない ■全くそう思わない

早期注意情報(警報級の可能性)の内容、読み方が分かる

「注意報・警報」の内容、読み方及び今後の推移(危険度の時系列表示)の見方が分かる

土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)の内容、見方が分かる

「ハザードマップ(土砂災害版)」の内容、見方が分かる

100% 0% 100%



100% 0% 100%

①気象防災ワークショップを通じて、自治体職員の防災気象情報の理解・活用及び避難情報発令などに関する検討することで、防災対応力の向上が図られた。

②要配慮者利用施設に従事する職員の防災気象情報及びその活用方法への理解促進が図られた。

○市町村による取組施策実施内容＜豊橋市＞

■豊橋市水防訓練



浸水地域からの救助訓練(北島河川敷広場)



排水活動訓練(北島河川敷広場)



水没車両救助訓練(豊橋市消防総合訓練場)



水防工法訓練(梅田川右岸植田橋付近)



道路通行止め訓練(下条霞堤地区)



災害対策本部室(豊橋市役所)

◆実施概要

- ・ 場所：各実動訓練内容による
- ・ 日付：令和6年6月7日(金)
- ・ 人員：128名(豊橋市ほか7機関)
- ・ 車両等：車両16台、舟艇4艇、水上オートバイ1台、ヘリコプター1機、ドローン1機

◆訓練内容

令和5年6月2日の大雨を経験し、各機関の連携強化を目的とした訓練を実施しました。

災害対策本部室をメイン会場・各実動訓練会場をサテライト会場とし、本部員会議訓練と実動訓練を連携させる実践型の訓練により、応援要請の手順や情報共有体制などを確認しました。

○市町村による取組施策実施内容＜豊川市＞

■水防訓練



河川巡視



水防工法の訓練

- ・実施場所：豊川市江島町地内 豊川左岸河川敷
- ・実施日：令和6年5月18日（土）
- ・参加者：豊川市（消防本部・消防署・危機管理課・建設部・都市整備部・上下水道部）
豊川市消防団、豊川市自警団連絡協議会、国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所
陸上自衛隊、豊川警察署、ボランティア団体（一宮防災会）、一宮東部・南部連区住民
人員281名、車両12台

■水防訓練

- ・梅雨前線の活発化による市内各河川の水位上昇という想定で各種訓練を実施した。
- ・災害時に中核的な役割を担う消防団は、河川巡視、越水箇所への水防工法、地域住民への避難誘導など多くの訓練を実施した。

○令和6年8月27日 土砂災害＜蒲郡市＞



■土砂災害

■概要

台風10号の影響により土砂崩れが発生し、3名の方が亡くなりました。

被害発生時は、大雨注意報が発令されており、市災害対策本部は、消防、警察、自衛隊、国土交通省と連携し、救助活動を実施するとともに、避難指示の発令や避難所開設を行いました。

また、応急対策や災害廃棄物処理、復旧等に国・県の関係機関などと連携し、被災者支援を実施しています。

■広域受援等

災害対応にあたっては、関係機関の多大なるご支援をいただきました。

- 1 国土交通省
 - (1) 中部地方整備局（豊橋河川事務所）【リエゾン、照明車】
 - (2) 名古屋地方気象台【JETT、振り返りの実施】
- 2 愛知県【支援要員の派遣、首長への助言、被災者支援等】
- 3 愛知県警察【救出活動】
- 4 消防機関【救出活動】
- 5 自衛隊【救出活動】
- 6 その他
 - (1) 土木関係事業者【道路啓開、救出支援等】
 - (2) 捜索救助犬 HDS K9【救出支援】
 - (3) 中部電力パワーグリッド株式会社【無電圧化及び変圧器リードの接続替、一部樹木伐採】

○市町村による取り組み施策実施内容＜蒲郡市＞

■土のう作成



- ・実施日：令和6年6月～9月
- ・実施場所：蒲郡市役所
- ・参加者：市職員

出水期に備え、土のうを作成しました。
(3 t ダンプ15車分)

■消防団風水害対応訓練



- ・実施日：令和6年6月2日（日）
- ・実施場所：近藤鐵工所
- ・参加者：蒲郡市消防団

浸水被害を想定した、消防団による風水害対応訓練を実施しました。

■災害時避難行動要支援者対応訓練

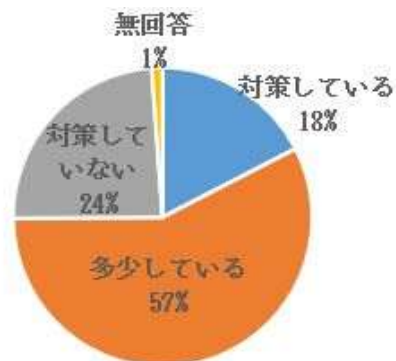


- ・実施日：令和6年10月6日（日）
- ・実施場所：蒲郡市立大塚中学校
- ・参加者：自主防災会、市職員

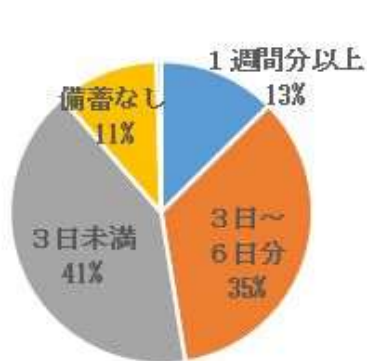
災害時における避難行動要支援者の対応訓練を実施しました。

■各家庭での備えについて

★家具の転倒防止対策



★飲料水の備蓄



★食料の備蓄



自主防災会リーダー研修

- ・実施日：令和6年5月～6月
- ・実施場所：各中学校区（7地区）
- ・参加者：自主防災会隊長等

自主防災会リーダー研修参加者（430名）に対して防災対策についてアンケートを実施しました。

○市町村による取組施策実施内容＜新城市＞

■防災研修(防災お出かけ講座)

■「新城市洪水。土砂災害ハザードマップ」の普及啓発

■「新城市防災アプリ」の普及啓発



防災講話の様子

市内各地区（自主防災会）、小中学校、高齢者施設、防災学習ホール等にて、「**防災お出かけ講座**」を「**年間約50件**」実施しています。土砂災害の危険性、早期避難の重要性を周知し、参加者全員で防災認識を共有することで、災害に対する意識の高揚が図れました。



●【ハザードマップの活用】

- ・**新**洪水・土砂災害ハザードマップを作成し全戸配布済！
- ・土砂災害や洪水の危険性がないか自宅周辺をチェック！
- ・マイタイムライン作成ページも掲載！
- ・万が一に備えて、複数の避難経路を調べておこう！

●【防災アプリの活用】

「新城市防災アプリ」の登録及び使い方を参加者で共有し、各家庭における、避難時の判断ツールとして活用しよう！

○市町村による取組施策実施内容＜設楽町＞



設楽町水防対策

- 令和6年11月17日に設楽町防災訓練を実施した。
- ・消防団の訓練では地震・風水害時に備え、土嚢袋の作成や積上げ訓練を実施した。

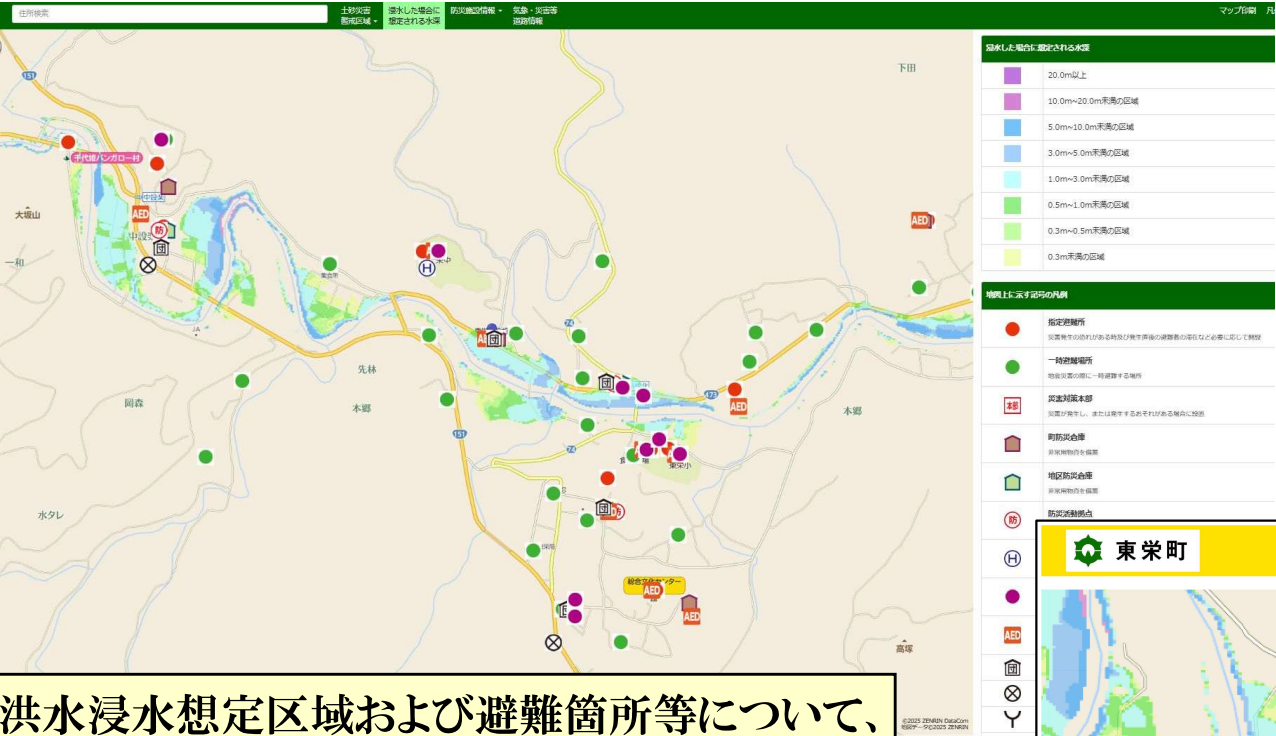
○市町村による取組施策実施内容＜田原市＞

■防災アプリ運用開始（令和6年8月）



○市町村による取組施策実施内容＜東栄町＞

■web版ハザードマップ



任意の範囲を選択して、「わが家の避難マップ」を作成する機能を搭載



○市町村による取組施策実施内容＜豊根村＞

防災研修会



場 所:豊根村基幹集落センター

実施日:令和6年11月17日

参加者:豊根村消防団

内 容:

能登半島地震で、災害対応に当たった新城市消防職員より、被災状況の説明や活動内容を説明いただいた。

説明後は、団員間で意見交換し、理解を深めた

今後のスケジュールについて

今後のスケジュールについて

今回開催

【令和7年5月7日】第12回水防災協議会

- ・出水期前の体制確認について
- ・取組方針のフォローアップについて

令和7年度水防災協議会（4圏域合同）連絡調整会議

- ・第1回：令和7年11月頃予定※
 - ・第2回：令和8年1月頃予定※
- ※必要に応じて開催

取組方針のフォローアップ調査

【令和8年3月頃予定】第12回水防災協議会幹事会

【令和8年5月頃予定】第13回水防災協議会

豊川圏域水防災協議会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、豊川圏域水防災協議会（以下「協議会」という。）という。
なお、協議会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会とする。

(目的)

第2条 全国的に現状の河川的能力を超える大規模な水害が頻発していることから、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組が進められている。なかでも県などが管理する中小河川においては、国の管理河川ほど整備水準が高くないことや、集中豪雨等により急速に水位上昇する場合があるなど、大河川とは異なる特性への対応が求められている。

本協議会は、豊川圏域における愛知県管理河川において、河川整備を着実に進めるとともに、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指し、愛知県、圏域内市町、水防管理団体、名古屋地方気象台等が、減災への目標を共有し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 協議会の対象河川は、別表－1のとおりとする。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会において協議する事項は、次のとおりとする。

- 1) 洪水などの水害リスク情報と現状の減災に係る取組状況等の共有
- 2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するために各構成員が取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
- 3) 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

(協議会の構成)

第5条 協議会は、別表－2の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は会長が行う。
- 3 協議会は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。
- 4 会長は、会長代行を指名することができる。

(幹事会の構成)

第6条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の構成は、別表－3の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は幹事長が行う。
- 4 幹事会は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－3の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。

(分科会の設置)

第7条 「協議会の実施事項」の内、特定の協議会会員で検討する事項が生じた場合は、分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、検討事項に応じて関係する幹事で構成する。
- 3 分科会は、幹事長が指名する者が主宰する。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として公開とする。ただし、内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会及び分科会は、原則非公開とする。

(協議会資料等の公表)

第9条 会議資料等については、原則として事務局より公表する。ただし、個人のプライバシーに関わる場合などは、その一部又は全部を非公表とする。

(事務局)

第10条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、愛知県建設局河川課、東三河建設事務所河川港湾整備課、新城設楽建設事務所河川整備課が務める。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 本規約は、平成29年 2月13日から実施する。
本規約は、平成29年 5月22日から実施する。
本規約は、平成29年11月2日から実施する。
本規約は、令和元年 5月 9日から実施する。
本規約は、令和3年 1月28日から実施する。

本規約は、令和３年 ５月 ２ ８ 日から実施する。

本規約は、令和４年 ６月 ３ ０ 日から実施する。

本規約は、令和５年 ４月 ２ ８ 日から実施する。

本規約は、令和６年 ５月 ７ 日から実施する。

本規約は、令和７年 ５月 日 から実施する。

別表— 1 協議会の対象河川

水系名	河 川 名		水系名	河 川 名		水系名	河 川 名	
(一)天竜川	大千瀬川		(一)豊川	亀淵川		(二)境川	境川	
	大入川			海老川		(二)梅田川	梅田川	○
	古真立川			巴川			内張川	
	間黒川			島田川			西ノ川	
	小田川			当貝津川			浜田川	
	坂宇場川			栗島川			坪口川	
	東藺目川			田町川			落合川	
	御殿川			大島川			精進川	
	鴨山川		(一)矢作川	巴川		(二)柳生川	境川	
	河内川			菅沼川			半尻川	
	漆島川			黒瀬川			柳生川	○
	豊川			中川			殿田川	
(一)豊川	朝倉川			名倉川		(二)佐奈川	山中川	
	内山川			黒田川			佐奈川	○
	神田川		(二)池尻川	池尻川		(二)音羽川	帯川	
	三輪川		(二)精進川	精進川			音羽川	○
	嵩山川		(二)天白川	天白川			白川	
	善光寺川		(二)免々田川	免々田川			西古瀬川	
	江川		(二)新堀川	新堀川			安藤川	
	古川		(二)今堀川	今堀川		(二)御津川	山陰川	
	馬越川		(二)今池川	今池川			御津川	
	間川		(二)汐川	汐川		(二)紫川	紫川	
	安川			清谷川		(二)西田川	西田川	
	境川			庄司川			力川	
	宇利川			宮川		(二)落合川	落合川	
	野田川			青津川		(二)拾石川	拾石川	
	大入川			大日川				
	宇連川		(二)蜷川	蜷川				
	黄柳川		(二)紙田川	紙田川				

対象河川数：84河川

凡例 ○：水位周知河川

別表―2 豊川圏域水防災協議会 会員

	構成機関・役職
会長	愛知県 建設局 局長
副会長	愛知県 防災安全局 局長
会員	豊橋市 市長
会員	豊川市 市長
会員	蒲郡市 市長
会員	新城市 市長
会員	田原市 市長
会員	設楽町 町長
会員	東栄町 町長
会員	豊根村 村長
会員	愛知県 建設局 治水防災対策監
会員	愛知県 東三河建設事務所 所長
会員	愛知県 新城設楽建設事務所 所長
会員	気象庁 名古屋地方气象台 台長
会員	独立行政法人 水資源機構 豊川用水総合管理所 所長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 所長

別表―3 豊川圏域水防災協議会幹事

	構成機関・役職		
幹事長	愛知県 建設局 河川課長 ※（担当課長）		
副幹事長	愛知県 防災安全局 防災部 災害対策課長		
		（防災担当）	（治水担当）
幹事	豊橋市	危機管理統括部長	建設部長
幹事	豊川市	危機管理監	建設部長
幹事	蒲郡市	危機管理監	建設部長
幹事	新城市	総務部長	建設部長
幹事	田原市	防災局長	都市建設部長
幹事	設楽町	総務課長	建設課長
幹事	東栄町	総務課長	建設課長
幹事	豊根村	総務課長	産業課長
幹事	愛知県 東三河建設事務所 河川港湾整備課長		
幹事	愛知県 新城設楽建設事務所 河川整備課長		
幹事	愛知県 東三河総局 県民環境部 防災安全課長		
幹事	愛知県 東三河総局 新城設楽振興事務所 県民防災安全課長		
幹事	名古屋地方気象台 防災管理官		
幹事	独立行政法人 水資源機構 豊川用水総合管理 所 管理課長		
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所 流域治水課長		

※幹事長が不在の場合は（ ）の者が幹事会の運営、進行を行う。

ケーブルテレビ会社と協働した河川防災情報の発信

ケーブルテレビ会社と協働した河川防災情報の発信

○平時からの住民等への情報伝達を強化するため、地域に密着するケーブルテレビが持つ既存コンテンツを活用した防災情報の発信に取り組むことにより、適切な避難行動の促進を図る。

【概要】

- ・住民等に対し、わかりやすい洪水情報の提供のため、地元ケーブルテレビ（スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社）と協働し、水防災に関する情報提供の動画を作成した。
- ・従来とは異なる媒体での情報提供であり、防災に関心の薄い層へのアプローチが期待される。

【制作会社名】

- ・スターキャット株式会社

【協働内容】

- ・シナリオ作成、写真等提供、職員出演

【媒体（公開日）】

- ・テレビ放送（令和6年10月24日～）
- ・YouTubeチャンネル（令和6年10月26日～）

【放送エリア】

- ・名古屋市（緑区、守山区除く）、江南市、岩倉市、北名古屋市、清須市の一部

【今後の予定】

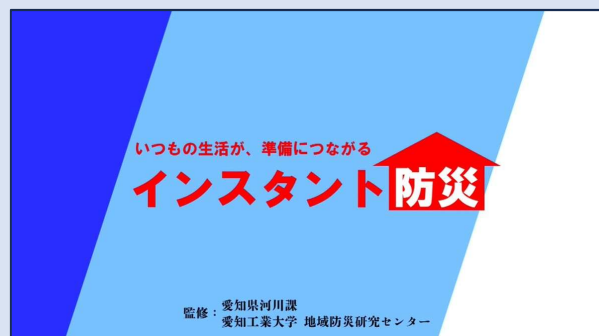
- ・出前講座など防災教育への活用、河川課ウェブサイトへの掲載 等
- ・引き続き、水防災の取り組みについて制作を予定



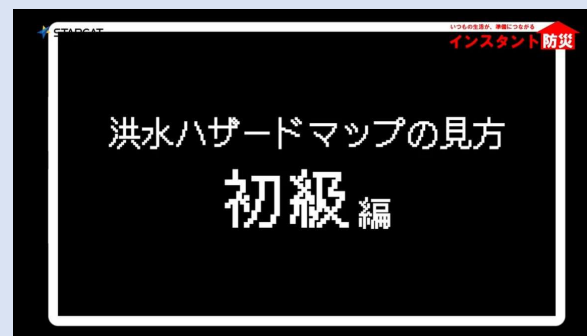
YouTube「インスタント防災」



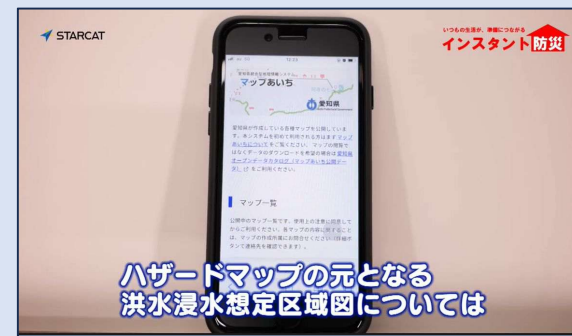
河川課職員が出演



番組タイトル



初回のテーマは「ハザードマップの見方 初級編」



「マップあいち」の紹介